佐賀県唐津市相知町田頭
字湯ノ頭　五二四番五　一号
字大辰　一三〇番一　二号
一三二番　三号
一四一番一　四号
一二〇番一　五号
一二〇九番二　六号
一二〇七番一　七号及び八号
一一〇一番　九号
一一〇四番一　十号
一一二五番　十一号
字湯ノ頭　五三四番一　十二号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
徳若川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成六年建設省告示第二千二百六十八号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
佐賀県唐津市相知町田頭
字岸ノ下　二一八番三　一号
二一四番一　二号
二一四番三　三号
一八四番二　四号及び五号
一八四番一　六号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
土穴川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
佐賀県鹿島市大字山浦
字土穴　乙一四四六番二地先河川敷　一号
乙一四四六番四地先道路敷　二号
乙一四四六番一　三号
乙一四五二番一地先河川敷　四号から六号
乙二一九五番一　七号及び八号
字和田丸　乙二一九五番二　九号
乙二一四七番二　十号及び十一号
乙二一三二番　十二号
乙二一四三番　十三号
乙二一四〇番

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
岩屋下川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
佐賀県唐津市七山仁部
字岩屋下　五一三番一地先河川敷　一号
五一三番一　二号
五一三番三　三号
五六〇番一　四号、五号及び二十号
五五八番四　六号
五五二番一　七号
六三四番　十三号
六二九番一　十四号
六二三番一　十五号
六二二番　十六号
六一五番一　十七号
六一三番一　十八号
六一一番　十九号
五〇三番一　二十一号
五〇二番一　二十二号
五〇一番一　二十三号
四六一番六地先河川敷　二十四号
字岩屋　二二五二番二　八号
二二六四番　九号及び十号
二二四〇番三　十一号
二二三九番三　十二号

○国土交通省告示第十六号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。
平成二十五年一月八日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
糸沢
二　砂防法第二条の土地の表示
昭和四十九年建設省告示第六百五十九号で指定した同号一五に掲げる土地及び昭和五十三年建設省告示第千百九十二号で指定した同号二に掲げる土地の区域

○関東地方整備局告示第一号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年一月八日
関東地方整備局長　森北　佳昭
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考（キロメートル）
越谷市大字下間久里字前田六〇番一から宇都宮市平出工業団地二番三まで	前	八・〇〇～九五・〇〇〇	八四・六二一
	後	八・〇〇～九五・〇〇〇	八四・六二一
	BA	二六・〇〇～五三一・〇〇〇	八〇・三五五
	BA	二六・〇〇～五三一・〇〇〇	八〇・三五五

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年一月八日
関東地方整備局長　森北　佳昭
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四号　栃木県河内郡上三川町大字上三川字笹塚原四一七一番から同町大字上三川字笹塚原四一八九番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○九州地方整備局告示第三号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年一月八日
九州地方整備局長　吉崎　収
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	（キロメートル）
豊後大野市朝地町下野字前七五三番一から同市朝地町坂井迫字石田一〇一七番四まで	前	一一・三〇～三一・六〇	〇〇・二九二
	後	一二・六〇～三一・六〇	〇〇・二九二

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年一月八日
九州地方整備局長　吉崎　収
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十七号　豊後大野市朝地町下野字前七五三番一から同市朝地町下野字胡麻町七五九番一まで　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所
供用開始の期日　平成二十五年一月八日